

**「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について(法令解釈通達)」
の一部改正(案)に対する意見公募手続の実施について**

国税庁では、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について(法令解釈通達)」について、別紙のとおり一部改正を予定しています。

この改正につき、御意見(日本語に限ります。)がございましたら、令和2年12月26日(土)(必着)までに、郵便等、FAX 又はインターネット(e-Gov)により下記までお寄せください。

御意見には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表をさせていただく場合がありますので御了承ください。

なお、電話での御意見には応じかねます。

おって、御意見に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【御意見の送付先】

○ 郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁 課税部酒税課 監理係 宛

○ FAXによる場合

FAX番号：03-3581-4182
国税庁 課税部酒税課 監理係 宛

○ インターネットによる場合

電子政府の総合窓口 (e-Gov)

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

【お問合せ先】

○ 国税庁 課税部酒税課 監理係

TEL：03-3581-4161 (内線 3871)